

## 第27号議案

幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の変更の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、受託した幸田町公共下水道事業の事務に関し、幸田町と別紙規約のとおり協議するため、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

提案理由

蒲郡市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、規約の変更を行うため提案する。

幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約の一部を変更する規約

幸田町と蒲郡市との間における幸田町公共下水道事業の事務委託に関する規約（昭和61年10月15日締結）の一部を次のように変更する。

第2条中「蒲郡市公共下水道事業計画」の次に「、蒲郡市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年蒲郡市条例第27号）」を加え、「昭和52年条例第10号」を「昭和52年蒲郡市条例第10号」に、「関係規則等」を「関係規程等」に改める。

第3条第1項中「予め」を「毎事業年度終了後」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、交付の時期は、蒲郡市長が幸田町長と協議して定める。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の経費の額の算出について、蒲郡市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を幸田町長に送付するとともに、幸田町長の意見を聴かなければならない。

第5条を削る。

第6条中「若しくは」を「又は」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。